

契約監視委員会設置要綱

平成21年12月28日

規程第10号

改正 平成22年9月21日規程第18号

平成28年3月30日規程第2号

(目的)

第1条 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)の調達等合理化計画の策定並びに自己評価の点検及び契約の点検、見直しを行うため、機構に契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、監事2名及び外部有識者3名以内で構成する。

- 2 外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た上で、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任任期とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の氏名並びに所属及び職名は、これを公表する。

(開催)

第3条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。
- 3 機構は、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検
 - (2) 契約が締結された調達案件に係る改善方策等に沿った契約手続の妥当性
- 2 委員会は、前項各号に定める事項以外の事項について、審議の必要があると認めた場合においては、これを審議することができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、あらかじめ監事が指定する者が処理する。

附 則

この規程は、平成21年12月28日から施行する。

附 則 (平成22年9月21日規程第18号)

この規程は、平成 22 年 9 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。